

## 旭川市地域見守りアプリ「みあもりあい」管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市が提供する旭川市地域見守りアプリ「みまもりあい」(以下、「アプリ」という。)の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象者

生活に際し、見守りなどの支援が必要な市民をいう。

(2) 事案

対象者が徘徊又は失踪することをいう。

(3) 搜索

事案発生時に、対象者を捜し出すための行動をとることをいう。

(4) 見守り希望者

対象者のうち、見守られることを希望して、アプリへの利用登録を行う者をいう。

(5) 見守り希望者家族

見守り希望者の親族又は見守り希望者と生計を一にする者をいう。

(6) 登録者系統

見守り希望者及び見守り希望者家族が使用できるアプリの機能をいう。

(7) 搜索者

事案発生時に、ボランティア等で搜索協力する者をいう。

(8) 搜索者系統

搜索者が使用できるアプリの機能をいう。

(9) 搜索者団体

搜索者の所属する組織をいう。

(10) 搜索者団体統括者

搜索者団体の代表者をいう。

(11) 管理者

アプリの管理運営を行う者をいう。

### (見守り希望者)

第3条 見守り希望者は、次の権限を有する。

(1) 見守り希望者自身の個人情報の登録、変更に関すること。

(2) 事案発生時の、搜索依頼の発信に関すること。

### (見守り希望者家族)

第4条 見守り希望者家族がアプリの利用登録を行う場合、見守り希望者本人の同意を得なければならない。また、見守り希望者家族は、見守り希望者の登録情報の管理、搜索依頼の発信に際し責任を負う。

2 見守り希望者家族は前条の、見守り希望者と同一の権限を有する。

（搜索者団体統括者）

第5条 搜索者団体統括者は、搜索者団体のアプリ上の管理・運営に対する責任を負う。

2 搜索者団体統括者は、搜索者団体を統括するにあたり、次の権限を有する。

- （1）搜索者団体の届出、変更および登録解除に関する事。
- （2）搜索者の管理に関する事。

（搜索者）

第6条 搜索者の搜索者団体へのアプリ上の登録は、搜索者団体統括者により承認を要するものとする。

2 搜索者は、搜索者団体内にて、次の権限を有する。

- （1）グループチャット機能に関する事。
- （2）掲示板機能に関する事。
- （3）事案発生時の搜索参加機能に関する事。
- （4）搜索時専用のグループチャット機能に関する事。
- （5）模擬搜索訓練用の見守り対象者データ登録機能に関する事。
- （6）模擬搜索訓練用の搜索依頼発信機能に関する事。

（管理者の権限）

第7条 市長は、アプリ内にて次の権限を有する。

- （1）見守り希望者の登録情報の確認、変更、削除に関する事。
- （2）事案発生時の搜索の開始および終了の決定に関する事。
- （3）搜索者団体の登録情報の承認、確認、変更、削除に関する事。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月6日から施行する。